

知っていますか？ あなたの給与と旅費



～諸手当・旅費のあらまし～



- 扶養手当、住居手当、通勤手当、児童手当は、
あなたの 届出に基づいて 支給されます。
- 新たに手当を受給する場合、既に届出している
事項に変化が生じた場合は、あなたの 届出が必要 です。
- 届出は事実発生日から **15日以内** に行ってください。

目 次

- ・ 学校職員の諸手当等の概要（全体版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- ・ 主要な手当の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
- ・ 扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ
- ・ 住居手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ
- ・ 通勤手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11ページ
- ・ 旅費・・ 13ページ
- ・ 返納事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16ページ
- ・ 給与明細の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18ページ

【注意点】

- 届出の遺漏や遅延は、手当返納の原因となることがあります。
- 虚偽の届出等により手当を不正に受給した場合、

懲戒処分の対象となります。

※令和3年2月 県教委作成「不祥事防止研修プログラム」内のP.67
「諸給与の不適正受給」の項目も御参照ください。（以下URL参照）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/fusyouji-boushi/program.html>



【お問い合わせ先】 所属の給与事務担当者

学校職員の諸手当等の概要(全体版)

令和6年4月1日現在

手当等名称	内容	支給額																		
給料の調整額	・ 特別支援教育に直接従事している教育職員に支給	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>教育職給料表(1)</td> <td>教育職給料表(2)</td> </tr> <tr> <td>・ 1級</td> <td>: 9,000円</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>・ 2級</td> <td>: 11,100円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>・ 特2級</td> <td>: 11,500円</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td>・ 3級</td> <td>: 12,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 4級</td> <td>: 13,100円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※これらの額が給料月額を超える場合は給料月額の4.5%</p>		教育職給料表(1)	教育職給料表(2)	・ 1級	: 9,000円	8,400円	・ 2級	: 11,100円	11,000円	・ 特2級	: 11,500円	11,300円	・ 3級	: 12,200円		・ 4級	: 13,100円	
	教育職給料表(1)	教育職給料表(2)																		
・ 1級	: 9,000円	8,400円																		
・ 2級	: 11,100円	11,000円																		
・ 特2級	: 11,500円	11,300円																		
・ 3級	: 12,200円																			
・ 4級	: 13,100円																			
教職調整額	・ 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員のうち、職務の級が1級、2級又は特2級である職員に支給	・ 給料月額※ × 4/100 ※給料の調整額を含まない。																		
扶養手当	・ 収入が年額130万円未満の子・配偶者等を扶養している職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子 : 10,000円 ・ 子(16歳年度初め～22歳年度末) : 15,000円 ・ それ以外 : 6,500円 																		
通勤手当	・ 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員に支給(片道2km以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (交通機関(電車・バス等)利用者) 6箇月定期券等の価格により一括支給 ※限度額有り ・ (交通用具(自動車等)利用者) 通勤距離に応じた月額を毎月支給 ※限度額有り 																		
住居手当	・ 自ら居住するための住居を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給	・ 家賃に応じた月額を支給(最大28,000円)																		
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校修了前の児童を主として養育している職員に支給 ・ 6月、10月、2月に前4箇月分を一括して支給 ・ 給付金であり、県の給与とは異なる ※所得制限あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 : 15,000円 ・ 3歳以上から小学校修了前(第1子・第2子) : 10,000円 ・ 3歳以上から小学校修了前(第3子以降) : 15,000円 ・ 中学生(一律) : 10,000円 																		
単身赴任手当	・ 異動等で住居を移転し、配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員等に支給	・ 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離に応じて支給(30,000円～100,000円)																		
地域手当	・ 当該地域における民間の賃金水準等を考慮して支給する手当	・ {給料月額+教職調整額+(給料の調整額+管理職手当+扶養手当)×10/8.3}×8.3/100 ※埼玉県に所在する公署の場合																		
管理職手当	・ 管理又は監督の地位にある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長 : (教育職給料表(1))77,400円 又は 96,700円 :(教育職給料表(2))73,500円 ・ 副校長・教頭 : (教育職給料表(1))56,200円、65,600円又は75,000円 :(教育職給料表(2))53,000円 ・ 事務長等 : 29,800円～82,300円 																		
義務教育等教員特別手当	・ 教育職員に適用給料表、職務の級及び号給に応じた定額を支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用給料表、職務の級及び号給等に応じた定額を支給(2,000円～8,000円) ※産業教育手当、定時制通信教育手当受給者については減額有 																		

手当等名称	内容	支給額
定時制通信教育手当 ※県立学校のみ	<ul style="list-style-type: none"> 定時制教育又は通信制教育に直接する教育職員等に支給 	<ul style="list-style-type: none"> 1級 :15,000円 2級 :19,000円 特2級 :20,000円 3級 :21,000円 4級 :22,000円 ※管理職手当受給者については減額有 ※これに加えて夜間勤務1回につき730円を支給
産業教育手当 ※県立学校のみ	<ul style="list-style-type: none"> 農業又は工業の課程を置く高等学校において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教育職員等に支給 	<ul style="list-style-type: none"> 1級 :24,000円 2級 :30,000円 特2級 :31,000円 3級 :33,000円 ※管理職手当、定時制通信教育手当受給者については減額有
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難等著しく特殊な勤務等に従事する職員に支給	
	(対象業務)	(手当額)
多学年学級担当手当 ※小中義務教育学校のみ	<ul style="list-style-type: none"> 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級の担当業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 290円
兼務手当	<ul style="list-style-type: none"> 全日制と定時制等の兼務に係る業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1時間 1200円～1800円
実習等指導手当 ※県立学校等のみ	農業実習指導 <ul style="list-style-type: none"> 所定の農業実習教育指導業務(総合教育センターの教育職員) 	<ul style="list-style-type: none"> 1月 20,000円 ※管理職手当受給者は12,000円
	理療 <ul style="list-style-type: none"> あんまマッサージ指圧実技等の業務(埴保己一学園の教育職員) 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 180円
	看護実習 <ul style="list-style-type: none"> 看護実習又は介護実習の教育指導等の業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 400円
教員特殊業務手当	1号業務 <ul style="list-style-type: none"> 非常災害時等の緊急業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 7,500円～16,000円
	2号業務 <ul style="list-style-type: none"> 修学旅行、林間・臨海学校等の引率業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 5,100円
	3号業務 <ul style="list-style-type: none"> 対外運動競技等の引率業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 5,100円
	4号業務 <ul style="list-style-type: none"> 部活動指導業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 2,700円
	5号業務 <ul style="list-style-type: none"> 入学者の選抜に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 900円
教育業務連絡指導手当	<ul style="list-style-type: none"> 主任等の連絡調整及び指導助言等の業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 200円
夜間学級担当手当 ※中・義務教育学校のみ	<ul style="list-style-type: none"> 夜間学級の担当業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1級 :14,000円 2級 :18,000円 特2級 :19,000円 3級 :20,000円 4級 :21,000円 ※管理職手当受給者については減額有 ※これに加えて夜間勤務1回につき730円を支給

手当等名称	内容	支給額
時間外勤務手当	・ 正規の勤務時間を超えて勤務する等の職員に支給	・ 勤務1時間当たりの給与額×支給割合×勤務時間数
日直宿直手当	・ 正規の勤務時間外又は学校職員の休日等に、日直及び宿直勤務に従事した職員に支給	・ 2,200円～7,400円(1回につき)
管理職員特別勤務手当	・ 管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務したとき等に支給	・ 2,000円～8000円(1回につき)
へき地手当等	・ 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在する職員へ支給	※現在対象となる学校はない
期末・勤勉手当	・ 民間でいう賞与(ボーナス)に相当する手当	・ 職員の在職期間・勤務時間等に応じた額 (6月と12月の2回支給)

主要な手当の概要

扶養手当

～扶養親族のいる職員に支給される手当～

◆ 支給要件は？

① 続柄要件

- 配偶者 ● 子、孫、弟妹（満22歳に達する日以後最初の3月31日まで）
- 父母、祖父母（満60歳以上） ● 心身に著しい障害があり、終身労務ができない者

② 所得要件

年額130万円以上の恒常的な所得（※）がないこと（＝他に生計の途がないこと）

※所得とは？・・・非課税収入も含めた**全収入**のこと！

③ その他（＝主としてその職員の扶養を受けていること）

- 職員以外の者が受ける扶養（家族）手当の対象となっていないこと
- 母を扶養する場合、父に、年額260万円以上の所得がないこと 等



埼玉県マスコット

「コバトン」「さいたまっち」

住居手当

～家を借りて住んでいる職員に支給される手当～

◆ 支給要件は？

- ① 住宅（教職員住宅除く）を借り受けている（自身で契約している）
- ② ①の住宅に居住している
- ③ 16,000円（共益費等除く）を超える家賃を支払っている

すべて満たしていること

通勤手当

～電車・バス、自動車・自転車等で通勤する職員に支給される手当～

◆ 支給要件は？

電車・バス、自動車・自転車等で通勤していること

<注意点>

- ※ 通勤方法を変更した場合は、必ず届出を行ってください。
- ※ 一般に利用し得る経済的・合理的経路で認定するため、本人の届出とは異なる経路で認定される場合があります。
- ※ 徒歩により通勤するとした場合の距離が片道2km未満の場合は、手当の支給対象外となります。
- ※ 一定の要件を満たす場合、新幹線等の特別料金、高速道路料金等の2分の1の額が支給されます。（限度額20,000円）

児童手当

～中学校修了前の児童を主として養育している職員に支給される手当～

◆ 支給要件は？

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を主として養育していること

<注意点>

- ※ 原則として、児童の父母の内、所得が高い方に支給されます。
- ※ 所得が所得制限額以上の場合は、基本的には特例給付となります。（特例給付についても令和4年6月分より所得制限額あり）
- ※ 令和4年10月から地方公務員等共済組合法の改正等に伴い、臨時的任用職員は県でなく、市町村での支給となります。

各手当について、支給要件の確認を少なくとも年に1回行います！

1 扶養手当

(定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、支給されません。)

- 扶養手当は、扶養親族(※1)のある職員に支給される手当です。
- 受給するには、あなたの届出が必要です。
- 少なくとも年に1度、支給要件を確認します。(扶養親族の所得額等)
- 所得額の確認をするために、扶養親族の給与明細書等の提出を求められる場合がありますので、保管しておくようお願いします。

※1 「扶養親族」とは

次の者のうち、他に生計の途がなく(※2)主としてその職員の扶養を受けているものをいいます。

- 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)
- 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫、弟、妹 (令和6年度は、平成14年4月2日以後に生まれた者が支給対象です。)
- 満60歳以上の父、母、祖父、祖母 (民法上の養子縁組をした場合を除き、「義理」の関係は対象となりません。)
- 心身に著しい障害がある者 (親族関係は問いません。)

※2 「他に生計の途がない」とは

以下のすべてを満たす者です。

- 年額130万円以上の恒常的な所得(※3)がないと見込まれる者
- 職員以外の者が受ける家族手当・扶養手当等の支給対象となっていない者
- 扶養親族の配偶者等、社会通念上その者を優先的に扶養するべき者に、年額260万円以上の所得がない者

※3 「恒常的な所得」とは

給与所得、事業所得、不動産所得などの、継続的に得られる所得(※4)をいいます。退職所得や一時所得など、1回限りの所得は「恒常的な所得」には含みません。

【恒常的な所得の例】

- 給与
- パートタイム・アルバイト労働の賃金
- 事業経営による収益
- 年金(公的年金、生命保険契約による個人年金等)
- 失業給付 etc.

※4 「所得」とは

扶養手当上の所得は非課税の収入（通勤手当、非課税年金等）も含む総収入で考えます。
そのため、一般的に「扶養手当上の所得」は「税法上の所得」よりも多くなります。

【例：税法上、必要経費として控除できるが、扶養手当上は控除できないもの】

（主に事業所得関係）

福利厚生費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、租税公課、
利子割引料、青色申告特別控除 ……等

考え方：その収入を得るために必ずしも必要ではない経費や、
実際に費用負担が発生しているわけではないものが該当します。

1か月の手当額

年度		(参考) 平成28年度	(参考) 平成29年度	平成30年度以降
扶養親族	配偶者	13,000円	10,000円	6,500円
	子	6,500円	8,000円	10,000円
	父母等（上記以外）	6,500円	6,500円	6,500円
配偶者がない 場合の1人目	子	11,000円	10,000円	加算措置廃止
	父母等	11,000円	9,000円	

※ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は、1人につき5,000円を加算する。

（令和6年度は、平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者）

Point1 あなたの収入によって生計が維持されていますか？

- 扶養手当は「主としてあなたの収入で生計を維持されている」（※）と認められる者についてのみ支給されます。

（※ 子を扶養する場合、配偶者（埼玉県費支弁職員である配偶者を除く。）より収入が多いか、同等（90%以内）である場合）

【例1】2人の子どもを、あなたと配偶者で1人ずつ扶養したい。

→ 扶養しようとする者が2人以上いる場合は、親族関係、収入及び家計の実態等に照らし、扶養関係があると認められる者と分割して扶養することができます。

【例2】別居している父母を扶養したい。

→ 別居している者を扶養認定するには、仕送り等、扶養の状況を確認の上、主に職員の収入によって生計が維持されていると認められることが必要です。

Point2 必要な届出は速やかにお願いします。

- 扶養手当は、あなたからの届出がないと支給できません。

扶養の事実が発生した日から15日を経過した後に届けた場合、手当の支給開始が遅れる事がありますので、速やかに届けてください。

【例】5月20日に子どもが生まれたが扶養親族の届出を忘れてしまい、6月10日に届出を行った。

⇒ 手当の支給は7月分からとなります。もし、誕生日から15日以内（6月3日まで）に届出を提出していれば6月分から支給を受けることができました。

Point3 扶養親族、配偶者の所得状況の変化に御注意ください！！

- 扶養親族の収入

今後1年間に見込まれる所得が130万円未満であることが、扶養親族として認定される要件です。就労形態の変化等により、所得が130万円以上となることを見込み得たにもかかわらず、届出が遅れた場合には、最大5年間さかのぼって手当を返納いただくことがあります。

【例1】扶養親族として認定されている配偶者が、アルバイト（月収5万円）から正社員（月収20万円）になったが、扶養親族取り消しの届出を行わなかった。

【例2】扶養親族として認定されている子どもが知らない間にアルバイトを始め、1年間の収入が130万円以上となってしまった。

- 扶養親族でない配偶者の状況

扶養親族でない配偶者と共同で子どもを扶養し、例のように配偶者の状況が変わる場合、「主たる扶養者」が変更になることがあります。

【例1】埼玉県費支弁の職員であった配偶者が市立高校、市町村教育委員会又はさいたま市立小・中・特別支援学校に異動した。

【例2】自分より所得が多い民間に勤める配偶者と2人の子どもを分割扶養していたが、配偶者の扶養に係る子どもが埼玉県の扶養親族になる要件を満たさなくなった。（満22歳の年度末に達したなど）

扶養手当における「年額130万円以上の恒常的な所得」の判断方法

例1：給与所得者等（月給制・勤務日数が固定的な者など。パート・アルバイトを除く。）

給与月額が、108,334円未満（※）であるか否かを、給与明細書等により判断します。（※ $130万円 \div 12か月 = 108,333.33円$ ）

例2：パート・アルバイトによる就労者

「市町村で発行される所得証明書に記載された所得」＋「所得証明書に記載されていない非課税の通勤手当等」の年額が、130万円未満であるか否かにより判断します。

ただし、現在の就労形態（勤務日数・時間、時間給・日給の額等）により見込まれる所得が、明らかに月額108,334円以上となる場合は、「年額130万円以上の恒常的な所得がある者」として扱います。

例3：事業所得者

事業により得た収入から、人件費、修理費、管理費など社会通念上明らかにその所得を得るために必要と認められる経費の実額（**税法上の必要経費とは異なります。**）を控除した額が130万円未満であるか否かを、確定申告書及び収支内訳書等により判断します。（『※4「所得」とは』参照）

例4：年金受給者

年金の裁定額（課税、非課税を問わず）をもって向こう1年間の所得とみなし、その額が130万円未満であるか否かを、裁定通知書等により判断します。
複数の年金を受給している場合は、それらを合計した額となります。

例5：失業給付受給者

1か月に支給される失業給付の金額（基本手当の日額×30日分）が、108,334円未満であるか否か（日額3,612円以上の場合は認定不可）を、雇用保険受給資格者証により判断します。

例6：育児休業者

育児休業承認日以降1年間の収入（育児休業手当金、育児休業中に支給される期末・勤勉手当、職務復帰後の給与等）が130万円未満であるか否かを判断します。

なお、育児休業承認日以降1年間の収入が130万円以上であっても、当該育児休業にかかる子が1歳となった日の翌日からの1年間の収入が130万円未満となる見込みであれば、当該子の1歳の誕生日の翌日から扶養親族として認められる場合があります。

所得の状況は個人個人によって千差万別です。
ここに挙げた例は、あくまでも基本的な考え方です。
不明な点はお問い合わせください。

2 住居手当

(定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、支給されません。)

- 住居手当は、家を借り受けて居住している場合※に支給される手当です。
- 受給するには、あなたの届出が必要です。
- 少なくとも年に1度、支給要件の確認を行います。

※「家を借り受けて居住している場合」とは

① 家やアパートを借り受けている

- あなた自身が契約し、借り受けた家・アパート
- あなたの扶養手当上の扶養親族が契約し、借り受けた家・アパート

② 16,000円を超える家賃を支払っている

- 共益費や駐車場代は、ここでいう家賃には含まれません。

③ その家やアパートに実際に居住している

すべての要件を
満たす場合に支給

1か月の手当額 (令和6年4月1日現在) ※100円未満の端数切捨て

● 月額27,000円以下の家賃を支払っている場合

支給額 = 家賃の月額 - 16,000円

● 月額27,000円を超える家賃を支払っている場合

支給額 = (家賃月額 - 27,000円) × 1/2 ※1 + 11,000円

※1 上限: 17,000円 (最高限度額28,000円)

Point1 賃貸借契約の内容に御注意願います。

- 親族間の契約は、原則として住居手当の支給対象になりません。
- 住居手当上の家賃に光熱水費や食費等は含まれません。契約書に記載されている1か月の利用料金に光熱水費や食費等が含まれている場合は、貸主から家賃額の証明を得るなどして家賃額を明確にする必要があります。
- いわゆる「フリーレント」等、契約期間中に家賃の支払いを行わない期間がある場合、その期間中は手当の支給は受けられません。
【例】5月10日から賃貸借契約を結んだが、1ヶ月間(5月10日～6月9日)は家賃の支払いを免除された場合、家賃の実際の負担は6月10日から発生するので、住居手当の支給は7月分からとなります。

Point2 契約状況の変化に御注意願います。

- 賃貸借契約を更新した場合は再度届出が必要です。
- 支給要件を喪失する場合も届出が必要です。
【例】○ 家を購入し、そこに転居することとなった。
○ 実家に転居することとなった。
届出が遅れた場合には、手当を返納していただくことがあります。

Point1 通勤手当は届け出た経路どおり認定されるとは限りません。

まず、あなたの住居から学校まで歩いて行った場合の最短距離が、2 km以上あることが必要です。

● 電車・バスを利用して通勤する場合

最も経済的かつ合理的な通常の経路により通勤した場合に要する運賃等の額を支給します。

● 自動車・バイク・自転車を使用して通勤する場合

最短の経路の距離に応じた額を支給します。

この場合、道路の混雑状況などの要素は考慮しません。

※ 電車等の利用距離が1 km以下の場合や自動車等使用の場合の一つの区間が1 km以下の場合は、通常徒歩によるものとして扱い、手当の支給対象にはなりません。
(地理的条件、交通事情等に特別の事由がある場合を除く。)

Point2 通勤方法・通勤経路が変わった場合も必ず届け出てください。

届出が遅れた場合には、手当の支給が遅れたり、手当の返納となることがあります。

【例1】 今まで電車で通勤しており、ある日を境に自動車通勤することとなったが、通勤方法変更の届出を怠っていた。

⇒ 通勤方法を変更した場合は届出が必要です。

届出が遅れた場合は、自動車による通勤を始めた日から届出をした日までの期間において、自動車を使用した場合の支給額と電車で通勤した場合の支給額とを比較し、安いほうの額を支給することになります。

その結果、過剰に手当を受給していた場合は返納いただくことになります。

【例2】 自動車通勤しており、数か月前に自宅の近辺で新しい道路が開通したことにより、通勤経路を変更して通勤距離が3 kmほど短縮されたが、通勤経路変更の届出を怠っていた。

⇒ 通勤経路を変更した場合も届出が必要です。

【例1】と同様に、経路変更の事実が発生した日(今回の場合は新しい道路の開通日)から届出があった日までの期間において、経路変更前と変更後との支給額を比較し、安いほうの額を支給することになります。

その結果、過剰に手当を受給していた場合は返納いただくことになります。

一定の要件を満たす場合、新幹線等の特別料金、高速道路料金が支給となります。

(ただし、利用料金の1/2が支給額となり、上限額は20,000円です。)

詳しくは、お問い合わせください。

(「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて(平成16年3月31日付け教職第3120号)」参照)

4 旅 費

1 旅行命令は事前命令が原則です。

- (1) 特別の事情がない限り、**「事前」**に旅行命令を受けなければなりません。
- (2) 旅行命令は、「**電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合**」で、かつ、「**予算上旅費の支出が可能である場合**」に限り発せられます。

2 出張には公共交通機関の利用が原則です。

- (1) 自家用車・バイク・原付の使用は、**例外的に認められています。**
- (2) 公務の円滑な遂行を図り、事故の危険を回避するためにも、**できる限り公共交通機関を使用するようにしてください。**
- (3) **自家用車の出張が認められるには、その承認基準などを満たす必要があります。**各市町村教育委員会策定の「自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」を御確認ください。

【自家用車を利用する場合の留意点】（県立学校の例）

- ① 公務使用に関する**事前**の登録が必要
- ② 使用の承認基準※に該当する理由が必要
- ③ 職員からの申請に基づき、旅行命令権者が承認（旅行命令）

※「使用の承認基準」

- (1) 用務先が複数の地域にわたる場合
- (2) 交通不便な地域である場合
- (3) 緊急に業務を処理する場合
- (4) 荷物・給与を運搬する場合
- (5) 授業と出張とを両立させるため必要な場合
- (6) 身体に障害があり自家用自動車の使用が必要な場合
- (7) その他、公共交通機関を利用すると公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難であると旅行命令権者が認めるとき
- (8) (1)～(7)のいずれかに該当する場合で、県外に居住する職員に対し居住地を出発地又は到着地とする旅行命令を発することが合理的であると旅行命令権者が認めるとき

(注) 事前の登録は、「**公務に使用する自家用自動車登録申請書(兼 変更申請書)**」によって行ってください。登録内容に変更があった場合（**車検証、自賠償保険、任意保険の期間更新など**）も届け出てください。

3 出張は学校発着が原則です。

- 直行（自宅発学校着）・直帰（学校発自宅着）・直行直帰（自宅発着）の旅行は、公務上の必要、職務内容、旅行経路・時間・経費等に照らし、**合理的な理由がある場合のみ**、認められます。

4 通勤手当との調整が行われる場合があります。

- 旅行に係る鉄道賃・車賃のうち、**通勤手当でまかなわれている部分は旅費が支給されません。**

【調整の有無】

	学校発着	直行・直帰・直行直帰
定期券使用	有	有
回数券等使用	無	有
自家用車等使用	無	有

5 旅行命令簿の記入に当たっては、特に、以下の事項に注意してください。

- (1) 用務先の名称は、できる限り詳細に記入してください。
- (2) 通勤のために所持している定期券・回数券等を出張する際に使用したときは、その使用区間を記入してください。
- (3) 通勤で自家用車を使用し通勤手当を受給している人が、自家用車を使用して出張した場合は、通勤認定距離数(端数切捨て)を記入してください。
- (4) 自家用車による出張は、要綱の定める基準を満たしている必要があります。旅行命令簿の「使用理由」欄に自家用車を使用する理由を明示してください。
- (5) 出発地又は到着地とその最寄駅との間で自家用車を使用した場合には、その間の実走行距離を記入してください。

6 赴任旅費が支給される場合があります。

- 赴任旅費は、採用又は転任に伴い住所の移転をした職員に支給されます。
(支給判断の目安：移転前の旧住所から新所属まで通勤すると仮定した場合の通勤距離が 60km 以上あり、かつ移転後の新住所から新所属までの通勤距離が移転前と比較して 1/2 以下になる場合)

※令和 2 年度から臨時的任用職員についても対象となりました。

詳細は、所属の給与事務担当者にお問い合わせください。

【旅費と教員特殊業務手当の関係】

○ 泊を伴わない指導業務に従事した場合

3号業務：対外運動競技等

4号業務：部活動指導

従事内容	従事日	振替措置等	旅 費	従事時間	特業手当	支給額
対外運動 競技等の 引率指導	平日	—	支給する【出張】	—	支給しない	—
	休日 又は 代休	—	支給する 【特業出張】	7時間1分以上	3号業務	5,100円
				2時間1分以上	4号業務	2,700円
				2時間以下	支給しない	—
	週休日	振替する	支給する【出張】	—	支給しない	—
		振替しない	支給する 【特業出張】	7時間1分以上	3号業務	5,100円
				2時間1分以上	4号業務	2,700円
	2時間以下	支給しない	—			
	4時間 勤務日 ※	午前中(正規の 勤務時間内)か ら引率	支給する 【出張】	勤務時間以外の時間 中で7時間1分以上	3号業務	5,100円
				勤務時間以外の時間 中で2時間1分以上	4号業務	2,700円
				2時間以下	支給しない	—
		午後(正規の勤 務時間外)から 引率	支給する 【特業出張】	7時間1分以上	3号業務	5,100円
2時間1分以上				4号業務	2,700円	
2時間以下				支給しない	—	
部活動 の指導	平日	—	支給する【出張】	—	支給しない	—
	休日 又は 代休	—	—	2時間1分以上	4号業務	2,700円
				2時間以下	支給しない	—
	週休日	振替する	支給する【出張】	—	支給しない	—
		振替しない	—	2時間1分以上	4号業務	2,700円
	2時間以下			支給しない	—	
	4時間 勤務日 ※	午前中(正規の 勤務時間内)か ら引率	支給する【出張】	勤務時間以外の時間 中で2時間1分以上	4号業務	2,700円
				2時間以下	支給しない	—
		午後(正規の勤 務時間外)から 引率	—	2時間1分以上	4号業務	2,700円
				2時間以下	支給しない	—

※ 午前中に勤務が割り振られている場合（土曜日の午前中に4時間勤務を割り振られた場合や、平日の午後に週休日の振替を行った場合等）を例としている。

- 部活動の一部として行われる対外運動競技等の大会に、あらかじめ部活動の指導を担当することとされている教員が生徒を引率し、直接指導を行ったが、従事時間が7時間1分に満たなかった場合は、4号業務として取り扱うことができます（従事時間が2時間1分以上の場合）。
- 対外運動競技等に該当するかどうかは、「教員特殊業務手当の運用方針要綱」の「別紙 教員特殊業務手当の支給対象となる対外運動競技等一覧」に掲げるもの以外については、次に掲げる条件を両方とも満たすか確認し、個別に決定します。

- ① その競技会等が国若しくは地方公共団体又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体又は教育研究団体の主催、共催するものであること。
- ② その競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものであること。

手当を正しく受けていただくために

～返納事案から考えよう～

支給要件を満たしていない状況で手当を受給していたことが事後確認などで判明した場合、既に支給された手当を返納いただくこととなります。この場合、返納額が数十万円に及ぶこともあります。

手当を正しく受けていただくため、以下の例を参考に、現在受給している手当について、支給要件を満たしているか改めて御確認ください。

また、不正に手当を受給した場合、懲戒処分の対象となることがあります。制度をよく御理解いただくと共に、届出等を適切に行っていただくようお願いします。

1 扶養手当

【例1】 非課税所得の判明

扶養親族：実母

実母の所得：年金所得（老齢年金 年額100万円（年金額通知書で確認）

→ 職員が実母の通帳を確認したところ、2年前から遺族年金を毎年50万円受給していたことが判明した。

⇒ 所得が年額130万円を超えるため、事実発生に遡って手当を返納！！

所得証明書に記載されない非課税所得も、恒常的な所得に含まれます。

扶養親族の所得状況はもれなく把握してください。扶養親族の所得を知らなかったとしても、支給要件を満たしていない場合には手当を返納いただくこととなります。

【例2】 主たる扶養者の変更の届出漏れ

扶養親族：子（小学生）

共同して扶養する者：配偶者（県費負担職員、所得比較不要）

→ 4月に配偶者が市教育委員会へ異動し、県費負担職員ではなくなった。

配偶者の方が職員より所得が2割以上多かったが、届出をしていなかった。

その後に行われた事後確認において指摘を受けた。

⇒ 共同して扶養する者の所得が職員より同等以上であるため、事実発生に遡って手当を返納！！

（本来、配偶者の異動日をもって所得比較を行うべきであった）

県費負担教職員である配偶者が市町村教育委員会もしくは市立高校（定時制課程を本務とする者は除く）へ異動するなどして、県費負担教職員でなくなった場合は、民間企業勤務者と同様に所得比較が必要となります。

※平成29年4月から、さいたま市立小・中・特別支援学校の教職員の場合にも、所得比較が必要となりました。

2 住居手当

【例】 家賃額変更の届出漏れ

届出時の家賃 6万円

→ 1年前から家賃が5万円に変更されたが、このことについて届出を行わず、事後確認の際に家賃が減額したことについて指摘を受けた。

⇒ 事実発生に遡って本来の手当額との差額を返納！！

住居手当の手当額は家賃額から算出されます。家賃の変動によって支給額も変動することがあります。契約更新時以外でも、家賃額が変わる場合は必ず届出を行ってください。

3 通勤手当

【例1】 通勤方法変更の届出漏れ

届出時の通勤方法 鉄道、バス

→ 4か月前から自家用車を使って通勤をするようになった。ただし、月に2～3回は鉄道、バスを使って通勤をしており、全く鉄道、バスを利用していないということではないので、通勤方法変更の届出を行っていなかった。

⇒ 変更後の方法による手当額の方が、届出時の手当額より安い場合、事実発生に遡って、手当額の差額を返納！！

月に2～3回の利用では、常例としている通勤方法とは言えませんので、上の例では4か月前の時点で通勤方法変更の届出を行わなければなりません。

その際、鉄道を利用した手当額の方が高い場合、鉄道を利用した場合の手当額と自家用車を利用した場合の手当額の差額を遡って返納いただくことになります。

【例2】 新道開通による通勤経路変更の届出漏れ

届出時の通勤方法 自動車

→ 半年前から自宅の近くで新しい道路が開通したため、今まで大きく迂回していた箇所が解消され、通勤経路の距離が5kmほど短縮された。しかし、通勤方法は自家用車で変わりがなかったため、届出を行っていなかった。

⇒ 変更後の経路による手当額の方が、届出時の手当額より安い場合、事実発生に遡って、手当額の差額を返納！！

通勤経路が変更された場合も届出が必要です。通勤経路が短くなれば、認定経路も短くなり、手当額が変更となる可能性があります。

新しい道路開通後の認定経路による手当額の方が低い場合、差額を返納いただくことになります。

以上は一例です。手当の受給要件などについて、不明な点がございましたら速やかに相談してください。

《給与支給明細書の見方》

※御自身の給与明細を確認してください。

令和〇〇年〇月分 給与支給明細書

〇〇〇〇〇〇学校

支給年月	職員番号	氏 名		表	級	号給	給料の月額	(給料の調整額)	教職調整額	扶養手当	地域手当	住居手当
							①	②	③	④	⑤	⑥
初任給調整手当	管理職手当	農 普 手 当	時間外手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	月額特殊勤務	日額特殊勤務	宿 日 直 手 当	管理職員特別	通勤手当	産業教育手当	
			⑦				⑧			⑨	⑩	
定時制通信教育	特 地 手 当	へき地手当	期末手当	勤 勉 手 当	教員特別手当	単身赴任手当						
⑪					⑫							
	支 給 総 額	共済短期掛金	共済介護掛金	共済厚年掛金	共済退年掛金	短期(期末・勤勉)	介護(期末・勤勉)	厚年(期末・勤勉)	退年(期末・勤勉)	互助会	金(非)	互助会掛金(課)
健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	雇用保険料					課税対象額				
所 得 税	住 民 税	共済返済金	互助会返済金	団体生命	グループ保険	損害保険	財形貯蓄					
その他控除金	差引支給額	児 童 手 当	児童手当(遺及)	支 給 額 計	第一口座金額	第二口座金額	第三口座金額	現金支給額				
		⑬										

給与振込口座の解約や名義変更に伴う手続に漏れがないように留意してください(エラー1件につき880円の手数料が発生します)。
解約する場合、婚姻等により口座名義の変更をする場合には、給与担当者へ申し出てください。

給与等の当月分の金額については上段に表示されます。
給与等の遡及分の金額については下段に表示されます。

【確認のポイント】

- 自身で申請した手当が正しく記載されていますか？
- 支給が終了した手当が空欄となっていますか？
- 額の改定となった手当は正しく反映されていますか？
- その他不明な手当等の記載はありませんか？

※各項目の概要につきましては、次ページを御覧ください。

なお、給与について詳しくお知りになりたい場合は、
下記資料も御覧ください。
(各学校に送付しております。)

- ・教職員給与事務の手引(通称・黒本)
- ・学校職員給与関係例規集

【各項目の概要】

- ①**給料の月額**…給料表に掲げる額に、定率（1.01571）を乗じ（1円未満切り捨て）、給料の調整額を足し合わせたものです。
- ②**給料の調整額**…特別支援教育に直接従事している教育職員に支給されます。
- ③**教職調整額**…教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員のうち、職務の級が1級、2級又は特2級である職員に支給されます。
支給額：給料月額（給料の調整額は含まない。）×4/100
- ④**扶養手当**…詳細はパンフレット本文を御覧ください。
- ⑤**地域手当**…埼玉県の区域又は教育委員会規則で定める地域に所在する公署に在勤する職員に支給されます。
支給額：{給料月額＋教職調整額＋（給料の調整額＋管理職手当＋扶養手当）×10/8.3}×8.3%（埼玉県の区域に所在する公署の場合）
※給料月額は給料表備考欄のとおり「給料表に掲げる額×101.571/100」（端数切捨て）
- ⑥**住居手当**…詳細はパンフレット本文を御覧ください。
- ⑦**時間外勤務手当**…教育職員及び管理職手当の支給対象者には支給されません。
- ⑧**日額特殊勤務手当**…代表的なものに、教員特殊業務手当（修学旅行等指導手当、対外運動競技等指導手当、部活動手当など）、教育業務連絡指導手当（主任手当）などがあります。
- ⑨**通勤手当**…詳細はパンフレット本文を御覧ください。
- ⑩**産業教育手当**…農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教育職員（校長除く）が、当該課程に係る産業教育に従事する場合に職務の級等に応じた定額が支給されます。
- ⑪**定時制通信教育手当**…高等学校の定時制課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に職務の級等に応じた定額、夜間勤務の回数に応じた日額が支給されます。
- ⑫**義務教育等教員特別手当**…教育職員に適用給料表、職務の級及び号給に応じた定額が支給されます。
- ⑬**児童手当**…児童手当認定請求をし、認定された職員に支給されます。
なお、児童手当は給付金であり、県の給与とは異なるものです。
※令和4年10月から地方公務員等共済組合法の改正等に伴い、臨時的任用職員は県でなく、市町村での支給となります。